

◎新潟県告示第638号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の22第2項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり業務区域を減少した旨の届出があった。

令和5年5月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 業務区域を減少した指定確認検査機関  
一般財団法人にいがた住宅センター
- 2 業務区域の減少の範囲  
中間検査及び完了検査に関する業務区域のうち佐渡市及び岩船郡粟島浦村
- 3 業務区域を減少した年月日  
令和5年4月1日